

航空機騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（昭和60年岩手県告示第1019号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
環境基準		地域の類型を当てはめる地域	環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値		地域の類型	基準値	
I	[略]	別図に示す区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要のある地域として別図に示す地域（以下「住専地域等」という。）	I	[略]	別図に示す区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 <u>第二種中高層住居専用地域</u> 及び <u>田園住居地域</u> 並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要のある地域として別図に示す地域（以下「住専地域等」という。）
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					